

通常総会・研修会を開催 ～秋田県中小企業組合士会～

7月5日(金)、秋田市の第一会館本館において、秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長)の平成25年度通常総会及び第1回研修会が開催されました。

通常総会に先立ち、組合士認定証書の伝達式が行われ、本年度組合士に認定された伊藤真奈美氏(本荘由利電気工事協同組合)、三浦桂子氏(秋田県家畜商業協同組合)、水澤綾香氏(秋田県生コンクリート工業組合)、稲葉健氏(秋田県中小企業団体中央会)の4名に対し、本会高橋事務局長より認定証書を伝達しました。

通常総会では、平成24年度事業報告、収支決算が承認されたほか、平成25年度事業計画及び収支予算等が満場一致をもって、原案どおり可決決定されました。

引き続き、第1回研修会が行われ、講師の(有)エンカレッジ代表取締役の渋谷明美氏から「Ag～私の夢を叶える仕事～」をテーマに講演が行われ、参加者は、渋谷社長が東京で秋田ゆかりの企業に飛び込み営業(取材)をした行動力や、仕事を楽しむ姿勢に刺激を受けていました。



【研修会の様子】

交流会を開催 ～秋田県中小企業団体事務局協議会～

7月19日(金)、秋田市のボウルジャンボ秋田において、秋田県中小企業団体事務局協議会(佐藤弘幸会長)主催の交流会(ボウリング大会)を開催しました。

本交流会は、事務局協議会会員相互の親睦を図るとともに、加入促進を目的に関係団体にも参加を呼びかけ、36名の参加者が白熱したゲームを繰り広げた結果、当協議会理事の須田清子氏(秋田市工業団地協同組合事務局長)、近藤晴美氏(秋田県農業機械商業協同組合)、菅佑輔(秋田県中小企業団体中央会)の混合チームが優勝しました。



【交流会の様子】

組合相談コーナー 員外理事について

Q 当組合では、来年が役員の改選期にあたり、員外理事の登用を検討しています。しかし、当組合の定款に員外理事の規定がありませんが、員外理事を置くことは可能でしょうか？

A 中小企業等協同組合法の解釈では、理事の定数のうち3分の2までは必ず組合員又は組合員たる法人の役員であることを満たせば、員外理事を置く旨定款に定めなくとも、員外理事を置かない旨の規定がなければ、理事の定数の3分の1までは員外理事を置くことができます。

実際に員外理事を置く場合は、定款に理事の定数の下限の3分の1以内において「何人」と確定数を記載することが員外理事に関する事項を明確にさせる上から望ましいことです。

なお、組合員たる法人の役員でない者(〇〇部長等)や組合員である個人事業者の代表者でない者(代表者の息子等)は員外となりますので、ご注意ください。

※中央会では定款に規定するようアドバイスしていますので、員外理事を置く場合は定款の変更を行ってください。

ここで、員外理事について確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けてください。



- 1 員外役員は、理事、監事ともに定数の3分の1まで認められている。
- 2 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。
- 3 企業組合では員外理事を置くことができない。

※正解は18ページに掲載しています。